

3 労福第 4 2 2 号
令和 3 年 8 月 1 8 日

愛知県経営者協会
会長 大島 卓 様

愛知県労働局長
(公印省略)

**「まん延防止等重点措置」適用にあたり「県民・事業者へのメッセージ」
及び「愛知県まん延防止等重点措置」の発出について(通知)**

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 8 月 8 日 (日) から実施している「愛知県まん延防止等重点措置」の重点措置を講じるべき区域を別紙 1 のとおり、同年 8 月 2 1 日 (土) から拡大します。

また、措置内容の一部を、別紙 2 のとおり、同年 8 月 2 0 日 (金) から変更するとともに、実施期間を同年 9 月 1 2 日 (日) まで延長します。

つきましては、貴会関係者の皆様に御周知いただきますとともに、引き続き、本県の取組の趣旨に沿った感染防止対策に取り組まれますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

<添付文書>

別紙 1 愛知県まん延防止等重点措置の対象区域の拡大について

別紙 2 愛知県まん延防止等重点措置の変更点

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

連絡先 労働福祉課労使関係グループ (渡邊)
電 話 052-954-6361 (ダイヤルイン)